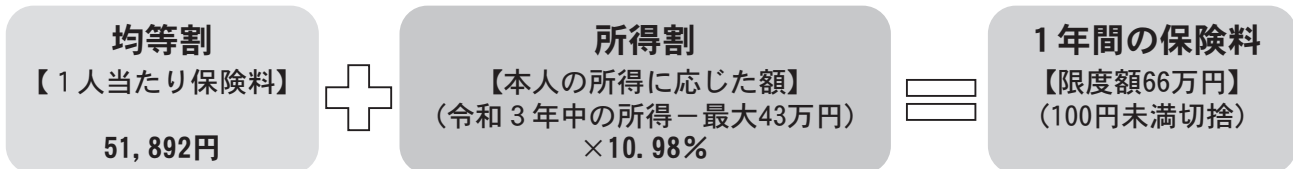


# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和4年度の保険料のお支払いと  
保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

## ■7月に保険料額をお知らせします

令和4年度の保険料については、7月中旬頃にお知らせします。  
《保険料の計算方法》



- 1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- 年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

## ■保険料の軽減

### ①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和4年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

- ※ 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
  - ・ 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

### ②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入した時、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。  
(51,892円 → 25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。